

池税税第129号  
令和6年2月15日

町民の皆様へ

池田町長 安井 美裕

## 令和6年度町道民税の申告について

日頃より町税務行政にご協力をいただきありがとうございます。

下記日程により、北部地域コミュニティセンターにおきまして、令和6年度町道民税及び令和5年分所得税の確定申告受付を行いますので、令和5年中に給与、賃金、年金等その他所得のある方で、確定申告の必要な方はお越しくください。なお、年金収入が400万円以下で他の所得が20万円以下の方の所得税の申告は必要なくなりましたが、年金から天引きされている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料以外の社会保険料や生命保険等がある場合、又は事業収入がある場合は、町道民税の申告が必要となる場合があります。

### 記

日 時 令和6年3月6日（水曜日）  
午前9時30分より午後3時まで  
場 所 北部地域コミュニティセンター

#### ◎ 申告に必要なもの

1. 給与所得及び年金等の源泉徴収票（受給者交付用）
2. 生命保険満期、解約に基づく払戻金を証明するもの
3. 生命保険・地震保険等の支払証明書、医療費控除明細書  
（医療保険等で補てんされている場合は、金額通知書等）
4. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書、  
国民年金保険料の控除証明書
5. 所得税還付見込みの方は、銀行の口座番号（申告者名義のもの）
6. 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの（マイナンバーカード・通知カード）
7. 本人確認できるもの（運転免許証、公的医療保険の被保険者証）

※印鑑は不要になりました。